

四日市市告示第90号

四日市市飼い主のいない猫の避妊等の手術費補助金交付要綱を次のように定める。

平成28年3月18日

四日市市長 田中俊行

四日市市飼い主のいない猫の避妊等の手術費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、飼い主のいない猫の迷惑行為や糞尿被害などを防止し、繁殖を抑え、人と猫が共生できる街づくりを推進するため、飼い主のいない猫の避妊及び去勢手術に対し補助金を交付することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 この補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本市に生息する飼い主のいない猫の手術を行おうとする市内在住の者
- (2) 手術後、元の場所に戻し、適正に管理できる者
- (3) 手術済の猫であると識別できる処置（耳先をV字カットすること等）を了承できる者

(補助金の額)

第3条 補助金の交付額は、次のとおりとする。

- (1) 避妊手術（雌猫）1頭につき 2,500円
- (2) 去勢手術（雄猫）1頭につき 2,000円

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該猫の避妊又は去勢手術を実施する前に、飼い主のいない猫の避妊等手術費補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付申請期間)

第5条 申請者は、前条の規定による申請書を、市が当該年度に計画する飼い主のいない猫の避妊及び去勢手術費助成の受付期間内に、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第6条 市長は、第4条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、当該申請が適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を決定し、飼い主のいない猫の避妊等手術費補助金交付決定通知書を申請者に交付するものとする。

- 2 前項の補助金交付決定通知書は、別に定める四日市市内及び近隣の協力獣医院（以下「協力獣医院」という。）において手術を実施するときは第2号様式、それ以外の獣医院で手術を実施するときは第3号様式によるものとする。
- 3 申請者は、第1項に規定する補助金交付決定通知書の交付の日から1か月以内に当該猫の避妊又は去勢手術を受けさせなければならない。ただし、当該手術の日は、決定通知書の交付の日の属する年度の末日を超えないものとする。
- 4 補助金の交付は、申請者が第1項に規定する補助金交付決定通知書及び委任状を協力獣医院に提出し手術を実施したときは、手術費と補助金の額とを相殺して行うものとし、それ以外の獣医院で手術を実施したときは、飼い主のいない猫の避妊等手術費補助金請求書（第4号様式）に飼い主のいない猫の避妊等手術実施証明書（第5号様式）及び領収証を添付し市に請求するものとする。
- 5 協力獣医院は、補助金の額と同額を飼い主のいない猫の避妊等手術費補助金請求書（第6号様式）により市に請求するものとする。

（手術の中止）

第7条 申請者が、避妊等手術を中止しようとする場合は、飼い主のいない猫の避妊等手術中止届（第7号様式）をもって、その旨を、市長に届け出なければならない。

（決定の取消し）

第8条 市長は、補助金の交付を受けようとする申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱又は補助金の交付の決定をするときに付した条件若しくは市長の指示に違反したとき。
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (3) 避妊及び去勢手術を中止したとき。
- (4) 補助金に関する申請、報告、請求等について不正な行為があったとき。
- (5) その他補助金の使用が不相当と認めるとき。

（補助金の評価）

第9条 市長は、当該補助金に関する評価を常に行い、その必要性及び効果について十分に検証するものとする。

2 市長は、前項による検証の結果、必要と認めるときは、要綱の改正又は廃止その他の適切な措置を講じるものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、市

長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

(健康福祉部衛生指導課)

